



電気需給約款

[特別高圧・高圧]

2026 年 11 月 1 日実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

電 気 需 給 約 款

目 次

I 総 則	1
1 対象となるお客さま	1
2 需給約款の変更	2
3 定 義	3
4 単位および端数処理	5
5 実 施 細 目 等	6
II 契 約 の 締 結	7
6 需給契約の申込み	7
7 需給契約の成立および契約期間	8
8 需 要 場 所	9
9 需給契約の単位	9
10 供 給 の 開 始	9
11 供給電気方式，供給電圧および周波数	10
12 供 給 の 単 位	10
13 需給契約書の作成	10
III 契約種別および料金	11
14 契 約 種 別	11
15 ベーシックプラン	11
16 市場調整ゼロプラン	18
17 市場価格連動プラン	23

18	臨 時 電 力	35
19	予 備 電 力	38
IV	料金の算定および支払い	40
20	料金の適用開始の時期	40
21	料金の算定期間	40
22	使用電力量等の算定	40
23	料 金 の 算 定	41
24	日 割 計 算	41
25	料金の支払義務発生日および支払期日	42
26	料金その他の支払方法	42
27	延 滞 利 息	43
28	保 証 金	44
V	使用および供給	45
29	適正契約の保持	45
30	契 約 超 過 金	45
31	需要場所への立入りによる業務の実施	45
32	違 約 金	46
33	損害賠償および債務の履行の免責	46
34	設 備 の 賠 償	46
35	需給計画に係るお客さまの協力	47
VI	契約の変更および終了	48
36	需給契約の変更	48
37	名 義 の 変 更	48
38	需給契約の廃止	48

39	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう精算	49
40	期 中 解 約 金	51
41	解 約 等	52
42	需給契約消滅後の債権債務関係	53
VII	供給方法，工事および工事費の負担	54
43	供給方法および工事	54
44	工事費負担金等相当額の申受け等	54
45	工事費負担金等相当額に関する契約書の作成	54
VIII	そ の 他	55
46	準 拠 法	55
47	管 轄 裁 判 所	55
附	則	57
別	表	63

I 総 則

1 対象となるお客さま

- (1) この電気需給約款〔特別高圧・高圧〕（以下「この需給約款」といいます。）は、原則として当社がインターネットを利用する方法により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受けるお客さまに対して、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して当社が特別高圧または高圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

イ 北海道エリア

北海道

ロ 東北エリア

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県

ハ 関東エリア

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

ニ 中部エリア

愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県

ホ 北陸エリア

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）および岐阜県の一部

ヘ 関西エリア

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部

ト 中国エリア

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部

チ 四国エリア

徳島県，高知県，香川県（一部を除きます。）および愛媛県（一部を除きます。）

リ 九州 エ リ ア

福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，宮崎県および鹿児島県

- (2) この需給約款は，電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2 需給約款の変更

- (1) 当社は，次の場合には，この需給約款を変更することがあります。この場合，当社は，実施期日および変更後の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕について，相当な予告期間をおいて，電子メールまたはインターネット上の当社のホームページ等（以下「電磁的方法」といいます。）により周知するものとし，実施期日以降の電気料金その他の供給条件は，契約期間満了前であっても，変更後の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕によります。

イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により，この需給約款を変更する必要がある場合

ロ 電源の調達価格の高騰その他経済情勢の変化等の合理的な理由により，当社がこの需給約款を変更する必要があると判断した場合

- (2) 当社は，この需給約款を変更しようとする場合，変更しようとする事項について，その変更に関し，電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）を交付し，または電磁的方法により提供し，説明いたします。

また，変更した事項，需給契約を変更した日，供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について，この需給約款の変更後遅滞なく，電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）を交付し，または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

3 定 義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特 別 高 圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(2) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付 帯 電 灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約 受 電 設 備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約 使用 期 間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11) 最 大 需 要 電 力

託送約款等に定める，30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器により計量される値をいいます。

(12) 朝 時 間

毎日午前8時から午後1時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(13) 昼 時 間

毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(14) 晩 時 間

毎日午後4時から午後10時までの時間をいいます。ただし，別表1（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(15) 夜 時 間

朝時間，昼時間および晩時間以外の時間をいいます。

(16) 年 度

毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。

(17) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課さ

れる地方消費税に相当する金額をいいます。

なお、料金率、基準燃料単価、離島基準単価および基準市場単価には消費税等相当額を含みます。

(18) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(19) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(20) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）の業務規程に定める翌日取引を行なうための卸電力取引市場において、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして売買取引を行なう価格のうち、卸電力取引所が公表した値をいいます。ただし、これによりがたい場合は、基準市場価格等にもとづき、当社が決定した値といたします。

(21) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、別表3（燃料費調整）(1)ニに定めるものをいいます。

(22) 離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、別表3（燃料費調整）(1)ニおよび別表4（市場価格調整）(1)ニに定めるものをいいます。

(23) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間とし、別表4（市場価格調整）(1)ニに定めるものをいいます。

4 単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処

理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、15 (ベーシックプラン) (3)ロによって、または、15 (ベーシックプラン) (3)ロに準じて算定された値が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1 キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目等

この需給約款の実施上必要な細目的事項およびこの需給約款によりがたい特別な事項は、この需給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契 約 の 締 結

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの需給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，託送約款等に定める供給地点，需要場所（供給地点特定番号を含みます。），供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間，連絡体制および料金の支払方法

- (2) 契約種別については，ベーシックプランを基準として，当社と協議していただきます。
- (3) 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を申し出ていただきます。
- (4) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (5) お客さまが保安等のために必要とされる電気については，託送約款等に定めるところにより，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまおよび当社は，次の場合を除き，需給契約を履行する以外の目的で，需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を，第三者に開示してはならないものいたします。

なお、お客さままたは当社は、ロまたはハに該当する場合は、自らが負う義務と同等の義務を開示の相手方に対して負わせるものといたします。

イ 法令および監督官庁その他公的機関からの要請にもとづき開示する場合

ロ お客さままたは当社の関係会社等を開示する場合

ハ お客さままたは当社の資金調達先等を開示する場合

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みに対して当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社が供給の意思表示を行なったときとは、当社が電気需給契約のご案内を送付した日または電磁的方法により提供した日とし、これによりがたい場合には、13（需給契約書の作成）の需給契約書に調印を行なった日といたします。

また、当社は、需給契約の成立に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、需給契約の成立後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。

また、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、新たな契約期間について、契約期間満了に先だって、契約締結前交付書面を交付し、または電磁的方法により提供し、説明し、また、新たな契約期間、需給契約を継続した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地について、需給契約の継続後遅滞なく、契約締結後交付書面を交付し、または電磁的方法により提供いたします。

なお、その他の事項については、原則として契約締結前交付書面およ

び契約締結後交付書面の交付または電磁的方法による提供ならびに説明を省略いたします。

ロ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ハ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、予備電力
- (2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の託送約款等に定める供給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供 給 の 開 始

- (1) 当社は、需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供

給いたします。

- (2) 天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，当社は，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

12 供給の単位

当社は，託送約款等に定めるところにより，原則として，1 需給契約につき，1 供給電気方式，1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

- (1) 契約種別は、次のとおりといたします。

ベーシックプラン，市場調整ゼロプラン，市場価格連動プラン，臨時電力，予備電力

- (2) お客様の発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるために電気の供給を受けようとする等の事情により，1 需要場所について2 契約種別を適用して1 需給契約を結ぶ場合の電気料金その他の供給条件は，別に定める要綱によります。
- (3) お客様のご希望に応じて市場価格調整が適用される需要を定める等の事情により，1 需要場所についてお客様と当社との協議によって定める電力までの需要およびその電力をこえる需要にそれぞれ異なる料金を適用して1 需給契約を結ぶ場合の電気料金その他の供給条件は，別に定める要綱によります。

15 ベーシックプラン

- (1) 適 用 範 囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて，電灯，小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，契約電力が50キロワット以上で，当社との協議が調ったものに適用いたします。

なお，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情があり，お客様が希望される場合で，当該一般送配電事業者等との協議が調ったときは，契約電力が50キロワット未満のものについても適用することがあります。

- (2) 契約負荷設備および契約受電設備

高压で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は、次によって定めます。

イ 特別高压で電気の供給を受ける場合または高压で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ロ 高压で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、この需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上この需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合、契約電力決定上の必要な事項は、お客さまより申し出ていただきます。

(ロ) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契

約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- (ハ) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- ハ 契約電力をロによって定めるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をイによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、ロによって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額および別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく

電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力1キロワットにつき	2,514 円 91 銭
---------------	--------------

b 東北エリア

契約電力1キロワットにつき	2,412 円 00 銭
---------------	--------------

c 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	2,515 円 48 銭
---------------	--------------

d 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	2,277 円 10 銭
---------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力1キロワットにつき	2,430 円 00 銭
---------------	--------------

f 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	2,360 円 43 銭
---------------	--------------

g 中国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,375 円 06 銭
---------------	--------------

h 四国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,433 円 22 銭
---------------	--------------

i 九州エリア

契約電力1キロワットにつき	2,455 円 21 銭
---------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力1キロワットにつき	2,819 円 27 銭
---------------	--------------

b 東北エリア

契約電力1キロワットにつき	2,589 円 43 銭
---------------	--------------

c 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	2,651 円 50 銭
---------------	--------------

d 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	2,301 円 00 銭
---------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力1キロワットにつき	2,420 円 00 銭
---------------	--------------

f 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	2,479 円 60 銭
---------------	--------------

g 中国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,433 円 97 銭
---------------	--------------

h 四国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,549 円 38 銭
---------------	--------------

i 九州エリア

契約電力1キロワットにつき	2,420 円 10 銭
---------------	--------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	14 円 71 銭
-------------	-----------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	15 円 14 銭
-------------	-----------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	15 円 77 銭
-------------	-----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	14 円 96 銭
-------------	-----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	14 円 54 銭
-------------	-----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	14 円 80 銭
-------------	-----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	14 円 42 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 円 07 銭
-------------	-----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 円 44 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 77 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 42 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 47 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 87 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 14 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	16 円 95 銭
-------------	-----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	16 円 82 銭
-------------	-----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	16 円 23 銭
-------------	-----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	16 円 42 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

- (イ) 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

16 市場調整ゼロプラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

(3) 契約電力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,699 円 83 銭
-----------------	--------------

b 東北エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,596 円 91 銭
-----------------	--------------

c 関東エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,700 円 36 銭
-----------------	--------------

d 中部エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,462 円 04 銭
-----------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,610 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関西エリア

契約電力1キロワットにつき	2,545 円 39 銭
---------------	--------------

g 中国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,570 円 00 銭
---------------	--------------

h 四国エリア

契約電力1キロワットにつき	2,618 円 10 銭
---------------	--------------

i 九州エリア

契約電力1キロワットにつき	2,640 円 09 銭
---------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力1キロワットにつき	3,014 円 32 銭
---------------	--------------

b 東北エリア

契約電力1キロワットにつき	2,784 円 51 銭
---------------	--------------

c 関東エリア

契約電力1キロワットにつき	2,846 円 50 銭
---------------	--------------

d 中部エリア

契約電力1キロワットにつき	2,496 円 01 銭
---------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力 1 キロワットにつき	2,610 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,674 円 62 銭
-----------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,629 円 01 銭
-----------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,744 円 40 銭
-----------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	2,615 円 08 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 78 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 72 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 57 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 72 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 46 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 75 銭
-------------	-----------

g 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 62 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	15 円 90 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 86 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	18 円 00 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	17 円 26 銭
-------------	-----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	17 円 65 銭
-------------	-----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	17 円 08 銭
-------------	-----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	17 円 92 銭
-------------	-----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	18 円 04 銭
-------------	-----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	17 円 63 銭
-------------	-----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	17 円 91 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

17 市場価格連動プラン

(1) 適用範囲

適用範囲は、ベーシックプランに準ずるものといたします。

(2) 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備は、ベーシックプランに準じて設定していただきます。

(3) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,512 円 20 銭
-----------------	--------------

b 東北エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,409 円 30 銭
-----------------	--------------

c 関東エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,322 円 86 銭
-----------------	--------------

d 中部エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,264 円 32 銭
-----------------	--------------

e 北陸エリア

契約電力 1 キロワットにつき	1,450 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,347 円 60 銭
-----------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,372 円 28 銭
-----------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,440 円 60 銭
-----------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,462 円 59 銭
-----------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,966 円 20 銭
-----------------	--------------

b 東 北 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,736 円 30 銭
-----------------	--------------

c 関 東 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,608 円 57 銭
-----------------	--------------

d 中 部 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,448 円 06 銭
-----------------	--------------

e 北 陸 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,590 円 00 銭
-----------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,626 円 60 銭
-----------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,580 円 95 銭
-----------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,696 円 40 銭
-----------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

契約電力 1 キロワットにつき	1,587 円 24 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	10 円 78 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	10 円 78 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	10 円 78 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 67 銭
-------------	-----------

b 東 北 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 00 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 00 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 00 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 90 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 87 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 87 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 87 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 82 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 51 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 51 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 51 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	10 円 87 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	10 円 87 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	10 円 87 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 80 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 03 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 03 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 03 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 99 銭
-------------	-----------

g 中 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	10 円 27 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	10 円 27 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	10 円 27 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	10 円 23 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	9 円 63 銭
-------------	----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	9 円 63 銭
-------------	----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	9 円 63 銭
-------------	----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	9 円 61 銭
-------------	----------

i 九 州 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	9 円 93 銭
-------------	----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	9 円 93 銭
-------------	----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	9 円 93 銭
-------------	----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	9 円 80 銭
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 39 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 39 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 39 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 16 銭
-------------	-----------

b 東北エリア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 94 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 94 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 94 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	13 円 49 銭
-------------	-----------

c 関 東 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 18 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 18 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 18 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 00 銭
-------------	-----------

d 中 部 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	13 円 10 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	13 円 10 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	13 円 10 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 71 銭
-------------	-----------

e 北 陸 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 09 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 09 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 09 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 87 銭
-------------	-----------

f 関 西 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 87 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 87 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 87 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 47 銭
-------------	-----------

g 中 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	12 円 30 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	12 円 30 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	12 円 30 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	12 円 01 銭
-------------	-----------

h 四 国 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 44 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 04 銭
-------------	-----------

i 九 州 エ リ ア

(a) 朝 時 間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(b) 昼 時 間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(c) 晩 時 間

1 キロワット時につき	11 円 52 銭
-------------	-----------

(d) 夜 時 間

1 キロワット時につき	11 円 15 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

18 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

特別高圧または高圧で電気の供給を受けて、契約使用期間を1年未満として電灯、小型機器もしくは動力（付帯電灯を含みます。）を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する関東エリアの需要で、契約電力が原則として50キロワット以上で、当社との協議が調ったも

のに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,412 円 11 銭
-----------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,761 円 05 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	14 円 03 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 45 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、
契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま

でが1年未満となるときは、臨時電力の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

19 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合で、当社との協議が調ったものに適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、常時供給分の電力量料金に準じて、別表3（燃料費調整）(1)ホによって算定された燃料費調整額または別表4（市場価格調整）(1)ホによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の5パーセント、予備電源についてはベーシックプランの該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

20 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

21 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送約款等に定める供給側計量期間または供給側検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間または消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間といたします。

22 使用電力量等の算定

- (1) 30分ごとの使用電力量は、お客さまの供給地点に係る30分ごとの託送約款等に定める接続供給電力量（以下「接続供給電力量」といいます。）といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
- (3) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅する場合で、特別の事情があるときは、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、料金の

算定期間の夜時間の使用電力量は、料金の算定期間の使用電力量から夜時間を除く時間帯別の使用電力量の合計を差し引いた値といたします。

- (4) 当社は、(2)または(3)によって算定された使用電力量を原則として電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。
- (5) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、お客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量または最大需要電力等は、当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めます。

23 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 計量期間等の日数がその計量期間等の始期の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

24 日 割 計 算

- (1) 当社は、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 23（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、23（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をし、基本料金を算定いたします。

25 料金の支払義務発生日および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務発生日は、お客様と当社との協議によって毎月一定の日に定めた場合を除き、当社が当該一般送配電事業者等からお客様の供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量を受領した日の翌日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。
- (4) 支払義務発生日または支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払義務発生日または支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

26 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いは、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより

支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

27 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

28 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金について利息を付しません。

- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

29 適正契約の保持

当社は、需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

30 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、原則として、その料金とあわせて支払っていただきます。

31 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この需給約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に
必要な業務

32 違 約 金

- (1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- (2) (1)の免れた金額は、この需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内に当社が決定した期間といたします。

33 損害賠償および債務の履行の免責

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行いません。
- (2) 41（解約等）によって需給契約を解約した場合または需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

34 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当

社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

35 需給計画に係るお客さまの協力

当社は、託送約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を、お客さまより提供していただくことがあります。

VI 契約の変更および終了

36 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合等は、Ⅱ（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) 契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。
- (3) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランのお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (4) 市場調整ゼロプランのお客さまは、特別高圧で電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット以上の場合は、原則として契約電力を90パーセント未満に減少することはできません。

37 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きにより行うことができます。この場合には、その旨を当社へ当社所定の様式により申し出ていただきます。

38 需給契約の廃止

- (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、原則として廃止希望日の3月前までにその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。
- (2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ お客さまの責めとなる理由により当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

39 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとまなう精算

(1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により接続送電サービス料金（当社が需給契約にもとづきお客さまに電気を供給するにあたって適用される託送約款等に定める接続送電サービスの料金をいいます。）および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にとまなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

なお、当該接続送電サービス料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、需給契約の消滅にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

なお、当該接続送電サービス料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき接続送電サービス料金を適用して算定される金額の20パーセントに相当するものを申し受けます。

なお、当該接続送電サービス料金を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上

回る契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたもの
といたします。

また、当社が当該一般送配電事業者等から、契約電力の減少にともな
う工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該
金額を申し受けます。

- (2) 15 (ベーシックプラン) (3) ロによって、または、15 (ベーシックプラン)
(3) ロに準じて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、
または契約受電設備の総容量を増加された日以降 1 年に満たないで電気の
使用を廃止しようとし、または15 (ベーシックプラン) (3) ロ (ハ) により、
または、15 (ベーシックプラン) (3) ロ (ハ) に準じて契約電力を減少しよう
とされる場合は、(1) に準ずるものいたします。この場合、(1) にいう契
約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、
契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、
契約電力を減少される日は、15 (ベーシックプラン) (3) ロ (ハ) により、ま
たは、15 (ベーシックプラン) (3) ロ (ハ) に準じて契約電力を減少しようと
される日といたします。

40 期 中 解 約 金

- (1) ベーシックプランまたは市場調整ゼロプランのお客さまが次のいずれか
に該当する場合には、当社は、需給契約の消滅日に、需給契約の消滅日か
ら契約期間満了日までの期間について算定される基本料金 (需給契約の消
滅日の前日の契約電力に基本料金率を乗じてえた金額に力率を100パーセン
トとみなして力率割引をしたもの) といたします。) の10パーセントに相当
する金額を、期中解約金として申し受けます。ただし、需給契約の消滅日
が需給開始の日が属する年度の前の年度に属する場合の乗率は 5 パーセン
トといたします。

イ 契約期間満了に先だってお客さまがこの需給約款にもとづく電気の使
用を廃止しようとする場合

ロ 41 (解約等) により需給契約が解約され、または消滅する場合

ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を消滅しよう
とされる場合

- (2) 期中解約金は、原則として、需給契約の消滅日の前日を含む料金の算定期間の料金の支払期日までに、その料金とあわせて支払っていただきます。

41 解 約 等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。

イ 託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ハ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合

ニ この需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ヘ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

リ その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ヌ お客さまがその他この需給約款に反した場合

- (2) お客さまが、38（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需

要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

42 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担

43 供給方法および工事

当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。

44 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成后，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取り消しまたは変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

45 工事費負担金等相当額に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金等相当額に関する必要な事項について，原則として工事着手前に，工事費負担金等相当額契約書等を作成いたします。

VIII そ の 他

46 準 拠 法

この需給約款に関する権利義務は，日本法に準拠し，これにしたがって解釈されるものといたします。

47 管 轄 裁 判 所

需給契約に関する訴訟については，東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

附 則

1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 臨時電力のお客さまについての経過措置

(1) 適 用 範 囲

適用範囲は、18（臨時電力）に準ずるものとし、この需給約款実施の際現に変更前の電気需給約款〔特別高圧・高圧〕附則 2（臨時電力のお客さまについての経過措置）の適用を受けている場合に、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、ベーシックプランに準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受け、契約電力が 500 キロワット未満の場合は、別表 8（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、ニによって算定された市場価格調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,412 円 11 銭
-----------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

契約電力 1 キロワットにつき	1,761 円 05 銭
-----------------	--------------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	15 円 19 銭
-------------	-----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 朝 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

b 昼 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

c 晩 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

d 夜 時 間

1 キロワット時につき	16 円 64 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、ベーシックプランに準じて適用いたします。

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、別表 4（市場価格調整）(1)ホに準じて算定いたします。ただし、別表 4（市場価格調整）(1)ハの市場価格調整単価、(2)の基準市場価格および(3)の基準市場単価は、次のとおりといたします。

(イ) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、別表 4（市場価格調整）(1)ハ(ロ) b に準じて算定いたします。

(ロ) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 円 64 銭
-------------	-----------

(ハ) 基準市場単価

基準市場単価は、別表 4（市場価格調整）(3)ロ(イ) c または(ロ) c に準ずるものといたします。

(4) そ の 他

イ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが 1 年未満となるときは、18（臨時電力）の対象といたします。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、ベーシックプランに準ずるものといたします。

3 臨時電力の力率にかかわる取扱い

臨時電力のお客さまで、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワッ

ト未満の場合の力率は、18（臨時電力）(3)ハまたは附則 2（臨時電力のお客さまについての経過措置）(3)ハにかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその 1 月から変更後の力率によります。

4 災害救助法が適用された場合等の特別措置

2025 年 4 月 1 日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、災害救助法第 2 条第 3 項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の 6 月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまの被害状況を確認するため、必要に応じて罹災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金（支払期日が災害発生日以降のものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ 1 月延伸いたします。
- (2) お客さまが被災された日（以下「被災日」といいます。）から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の 6 月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

基本料金といたします。ただし、23（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引率

ハに定める割引日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、44（工事費負担金等相当額の申受け等）にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、ハに該当する場合には、原則として1回に限ります。

イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電力が被災日の契約電力をこえないとき。

ロ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電力の申込みをされた場合

ハ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。

- (4) 契約使用期間を1年未満として特別高圧または高圧で新たに電気の供給の申込みをされる場合で、お客さまが希望されるときは、ベーシックプランを適用いたします。この場合、臨時電力に準じて契約期間（需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。）を定めることとし、当社は、40（期中解約金）にかかわらず、期中解約金を申し受けません。また、39（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう精算）にかかわらず、需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算はいたしません。

- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

5 この需給約款の実施にもなう切替措置

この需給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、23（料金の算定）および24（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 休 日 等

この需給約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、予備電力の場合で、常時供給分と異なった電圧で供給を受けるときには、使用電力量は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために 3 パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1173$$

$$\beta = 0.0643$$

$$\gamma = 1.1607$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

- (イ) 原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。ただし、当該値が(ロ)の離島平均燃料価格上限値を上回る場合の離島平均燃料価格は、(ロ)の離島平均燃料価格上限値といたします。

なお、離島平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(ロ) 離島平均燃料価格上限値は、次のとおりといたします。

a 北海道エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

b 東北エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

c 北陸エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

d 中国エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

e 九州エリア

1 キロリットルにつき	119,000 円
-------------	-----------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道エリア、東北エリア、北陸エリア、中国エリアおよび九州エリア

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - (2) \text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000} \\ &\quad + (\text{離島平均燃料価格} - (4) \text{の離島基準燃料価格}) \\ &\quad \times (5) \text{の離島基準単価} / 1,000 \end{aligned}$$

(ロ) 関東エリア、中部エリア、関西エリアおよび四国エリア

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - (2) \text{の基準燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準燃料単価}}{1,000}$$

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格または各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間または離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間または各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の燃料費調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

燃料費調整単価 適用期間	平均燃料価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間
毎年1月の料金に係る計量期間等	前年の11月1日から 11月30日までの期間	前年の8月1日から 10月31日までの期間
毎年2月の料金に係る計量期間等	前年の12月1日から 12月31日までの期間	前年の9月1日から 11月30日までの期間
毎年3月の料金に係る計量期間等	その年の1月1日から 1月31日までの期間	前年の10月1日から 12月31日までの期間
毎年4月の料金に係る計量期間等	その年の2月1日から 2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月 29日までの期間)	前年の11月1日から その年の1月31日までの 期間
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から 3月31日までの期間	前年の12月1日から その年の2月28日までの 期間(閏年の場合は、 2月29日までの期間)
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から 4月30日までの期間	その年の1月1日から 3月31日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から 5月31日までの期間	その年の2月1日から 4月30日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から 6月30日までの期間	その年の3月1日から 5月31日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から 7月31日までの期間	その年の4月1日から 6月30日までの期間
毎年10月の料金に係る計量期間等	その年の8月1日から 8月31日までの期間	その年の5月1日から 7月31日までの期間
毎年11月の料金に係る計量期間等	その年の9月1日から 9月30日までの期間	その年の6月1日から 8月31日までの期間
毎年12月の料金に係る計量期間等	その年の10月1日から 10月31日までの期間	その年の7月1日から 9月30日までの期間

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にハによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	35,600 円
-------------	----------

(3) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ ベーシックプラン

(i) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘
-------------	----------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘
-------------	----------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 1 厘
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
-------------	----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
-------------	----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 4 厘
-------------	----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 4 厘
-------------	----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 4 厘
-------------	----------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	14 銭 5 厘
-------------	----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	14 銭 3 厘
-------------	----------

ロ 市場調整ゼロプラン

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	25 銭 8 厘
-------------	----------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	25 銭 8 厘
-------------	----------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	25 銭 9 厘
-------------	----------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	26 銭 0 厘
-------------	----------

g 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	25 銭 9 厘
-------------	----------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	25 銭 6 厘
-------------	----------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 6 厘
-------------	----------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 7 厘
-------------	----------

c 関 東 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 3 厘
-------------	----------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 3 厘
-------------	----------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	26 銭 2 厘
-------------	----------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	26 銭 4 厘
-------------	----------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	26 銭 5 厘
-------------	----------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	26 銭 4 厘
-------------	----------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	26 銭 2 厘
-------------	----------

(4) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ロ 東北エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ハ 北陸エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ニ 中国エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

ホ 九州エリア

1 キロリットルにつき	79,300 円
-------------	----------

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

イ 特別高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 北海道エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ロ) 東北エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ハ) 北陸エリア

1 キロワット時につき	0 厘
-------------	-----

(ニ) 中国エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ホ) 九州エリア

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

ロ 高圧で電気の供給を受ける場合

(イ) 北海道エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ロ) 東北エリア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ハ) 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	0 厘
-------------	-----

(ニ) 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

(ホ) 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

(6) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間および(1)ロの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに(1)ハによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

4 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、一般送配電事業者の供給区域ごとに、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島平均燃料価格

離島平均燃料価格は、別表 3（燃料費調整）(1) ロに準じて算定いたします。

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) ベーシックプラン

市場価格調整単価 = (平均市場価格－(2)の基準市場価格) × (3)の基準市場単価

(ロ) 市場価格連動プランおよび臨時電力

a 北海道エリア，東北エリア，北陸エリア，中国エリアおよび九州エリア

市場価格調整単価 = (平均市場価格－(2)の基準市場価格) × (3)の基準市場単価
+ (離島平均燃料価格－(4)の離島基準燃料価格)
× (5)の離島基準単価/1,000

b 関東エリア，中部エリア，関西エリアおよび四国エリア

市場価格調整単価は、(イ)に準ずるものといたします。

ニ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格または各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間または離島平均燃料価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間または各離島平均燃料価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。ただし、計量期間等の始期が毎月初日のお客さまの各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知ら

せした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

市場価格調整単価 適用期間	平均市場価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間
毎年1月の料金に係る計量期間等	前年の12月1日から 12月31日までの期間	前年の8月1日から 10月31日までの期間
毎年2月の料金に係る計量期間等	その年の1月1日から 1月31日までの期間	前年の9月1日から 11月30日までの期間
毎年3月の料金に係る計量期間等	その年の2月1日から 2月28日までの期間 (閏年の場合は、2月 29日までの期間)	前年の10月1日から 12月31日までの期間
毎年4月の料金に係る計量期間等	その年の3月1日から 3月31日までの期間	前年の11月1日から その年の1月31日までの 期間
毎年5月の料金に係る計量期間等	その年の4月1日から 4月30日までの期間	前年の12月1日から その年の2月28日までの 期間(閏年の場合は、 2月29日までの期間)
毎年6月の料金に係る計量期間等	その年の5月1日から 5月31日までの期間	その年の1月1日から 3月31日までの期間
毎年7月の料金に係る計量期間等	その年の6月1日から 6月30日までの期間	その年の2月1日から 4月30日までの期間
毎年8月の料金に係る計量期間等	その年の7月1日から 7月31日までの期間	その年の3月1日から 5月31日までの期間
毎年9月の料金に係る計量期間等	その年の8月1日から 8月31日までの期間	その年の4月1日から 6月30日までの期間
毎年10月の料金に係る計量期間等	その年の9月1日から 9月30日までの期間	その年の5月1日から 7月31日までの期間
毎年11月の料金に係る計量期間等	その年の10月1日から 10月31日までの期間	その年の6月1日から 8月31日までの期間
毎年12月の料金に係る計量期間等	その年の11月1日から 11月30日までの期間	その年の7月1日から 9月30日までの期間

ホ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量にハによって算

定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

イ 北海道エリア

1 キロワット時につき	8 円 63 銭
-------------	----------

ロ 東北エリア

1 キロワット時につき	9 円 78 銭
-------------	----------

ハ 関東エリア

1 キロワット時につき	11 円 60 銭
-------------	-----------

ニ 中部エリア

1 キロワット時につき	9 円 36 銭
-------------	----------

ホ 北陸エリア

1 キロワット時につき	8 円 97 銭
-------------	----------

ヘ 関西エリア

1 キロワット時につき	8 円 92 銭
-------------	----------

ト 中国エリア

1 キロワット時につき	8 円 35 銭
-------------	----------

チ 四国エリア

1 キロワット時につき	7 円 92 銭
-------------	----------

リ 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	7 円 73 銭
-------------	----------

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、計量期間等の始期が毎月初日のベーシックプランのお客さまの市場価格調整単価適用期間は、あらかじめお客さまにお知らせした場合を除き、次の市場価格調整単価適用期間の各月の前月の料金に係る計量期間等といたします。

イ ベーシックプラン

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 0 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘

ｂ 東 北 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 3 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 9 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 6 厘

c 関 東 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

d 中 部 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘

e 北 陸 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

f 関西エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 1 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 1 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 8 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 8 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 8 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 3 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 1 厘

g 中国エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 2 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 9 厘

h 四 国 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

i 九 州 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	38 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	46 銭 3 厘

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 9 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 9 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 7 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	40 銭 1 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 9 厘

ｂ 東 北 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	48 銭 2 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	48 銭 2 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	50 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	50 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	50 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	40 銭 3 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	48 銭 2 厘

c 関 東 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 2 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘

d 中 部 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 3 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 3 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 3 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 7 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 4 厘

e 北 陸 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 3 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 3 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 0 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 0 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 0 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 6 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 3 厘

f 関西エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 5 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘

g 中国エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 7 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 7 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 6 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	40 銭 0 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 7 厘

h 四 国 エ リ ア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	49 銭 4 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	49 銭 4 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	49 銭 4 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 9 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 6 厘

i 九州エリア

市場価格調整単価適用期間	1キロワット時につき
毎年1月の料金に係る計量期間等	47 銭 2 厘
毎年2月の料金に係る計量期間等	47 銭 2 厘
毎年3月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年4月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年5月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年6月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年7月の料金に係る計量期間等	48 銭 9 厘
毎年8月の料金に係る計量期間等	48 銭 9 厘
毎年9月の料金に係る計量期間等	48 銭 9 厘
毎年10月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年11月の料金に係る計量期間等	39 銭 5 厘
毎年12月の料金に係る計量期間等	47 銭 2 厘

ロ 市場価格連動プランおよび臨時電力

(イ) 特別高圧で電気の供給を受ける場合

a 北海道エリア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 2 厘
-------------	--------------

b 東北エリア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 1 厘
-------------	--------------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

d 中 部 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 8 厘
-------------	--------------

e 北 陸 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

f 関 西 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 13 銭 2 厘
-------------	--------------

g 中 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 12 銭 8 厘
-------------	--------------

h 四 国 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

i 九 州 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 11 銭 4 厘
-------------	--------------

(ロ) 高圧で電気の供給を受ける場合

a 北 海 道 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 15 銭 4 厘
-------------	--------------

b 東 北 エ リ ア

1 キロワット時につき	1 円 16 銭 0 厘
-------------	--------------

c 関東エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 2 厘
-------------	--------------

d 中部エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 3 厘
-------------	--------------

e 北陸エリア

1 キロワット時につき	1 円 13 銭 8 厘
-------------	--------------

f 関西エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 8 厘
-------------	--------------

g 中国エリア

1 キロワット時につき	1 円 15 銭 0 厘
-------------	--------------

h 四国エリア

1 キロワット時につき	1 円 14 銭 7 厘
-------------	--------------

i 九州エリア

1 キロワット時につき	1 円 13 銭 6 厘
-------------	--------------

(4) 離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、別表 3（燃料費調整）(4)に準ずるものといたします。

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、別表 3（燃料費調整）(5)に準ずるものといたします。

(6) 市場価格調整単価等のお知らせ

当社は、別表3（燃料費調整）(1)ロ(イ)の各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、(1)イの各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに(1)ハによって算定された市場価格調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、託送約款等に定めるところにより契約負荷設備の総容量を算定いたします。
- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ ケ イ 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ ネ オ ン 管 灯

2次電圧（ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ ス リ ー ム ラ イ ン ラ ンプ

管の長さ(メートル)	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1, 200	735
1, 000以下	1, 200	1, 750	1, 005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0パーセント
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1, 200	
750以下	1, 000	1, 400	

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量（入力〔キロワット〕）
低圧誘導電動機	出力（馬力） × 93.3パーセント
	出力（キロワット） ×125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力（馬力） × 87.8パーセント
	出力（キロワット） ×117.6パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最 高 定 格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量（入力） (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値とします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、当該一般送配電事業者等が実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合は、契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\
 & \quad - \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\
 & \quad + \text{電力用変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \\
 & \quad \times 2 \times 0.866
 \end{aligned}$$

8 契約電力の算定方法

臨時電力のお客さまで、高圧で電気の供給を受け、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表5（契約負荷設備の総容量の算定）（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できる
しゃ断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によ
ります。

- (イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト
もしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200
ボルトの場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の
電圧は、200ボルトといたします。

- (ロ) その回路の電気方式および電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルト
の場合

$$\text{主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

- (2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 7
〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と
受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示され
ている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6 〔負荷設備の入力換算容量〕
によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設
備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に
次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

9 日割計算の基本算式

- (1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、23（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

- イ 電気の供給を開始した場合
開始日を含む計量期間等の日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。